

特別養護老人ホーム ユーシャイン

重要事項説明書

2025年 3月 1日改訂

社会福祉法人 優輝福社会

重要事項説明書

(介護老人福祉施設サービス)

あなたに対する介護福祉施設サービス提供にあたり、広島県「老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第7条」に基づいて、当事業者が説明させて頂く事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 優輝福祉会
主たる事務所の所在地	広島県三次市吉舎町吉舎606番地
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	理事長 森重 利夫
電話番号	0824-43-3121

2. ご利用施設

施設の名 称	特別養護老人ホーム ユーシャイン
施設の所在地	広島県庄原市総領町中領家476番地
都道府県知事指定番号	広島県 3474700212 号
施設長の氏名	伊藤 昌代
電話番号	0824-88-3000
ファクシミリ番号	0824-88-3030
ホームページ	https://www.yuukifukushikai.com/
メールアドレス	youshine@yuukifukushikai.com

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	都道府県知事の指定		利用定員
	指定年月日	指定番号	
通所介護事業	平成12年4月1日	3474700170	10名
訪問介護事業	平成12年4月1日	3474700121	
短期入所生活介護事業	平成12年4月1日	3474700139	8名

4. 施設の目的と運営の方針

施設の目的	<p>この施設は…人間としての尊厳を確保し、豊かでやすらぎのもてる場として、入所者・利用者が安心して生活できるように努める。</p> <p>(1) 社会福祉基礎構造改革(社会福祉事業法等改正)にあたり、意識改革のための研鑽と、関係機関情報の共有につとめ、組織の充実を図る。</p> <p>(2) 老人福祉施設としての役割の認識を深め、福祉施設としての社会的認知と位置づけの確立により、高齢者及びその家族の選択と要望に応える施設経営をめざす。</p> <p>(3) 高齢者の生活と人権を擁護するため、自己点検を強化し、公平・公正な施設運営に努めるとともに、一人ひとりの意思を尊重し、可能性の実現と生活の質の向上に努める。</p>
-------	---

	<p>(4) 地域社会の一員としての自覚のもとに、保健・医療等関連分野との連携を密にし、地域福祉の向上に努めるとともに、入所者・利用者の健康管理と事故防止に配慮する。</p> <p>(5) 介護保険制度下において経営の安定は特に重要な課題であり、経営感覚の徹底を図る。</p>
運営の方針	<p>(1) 当施設にあたっては…老人の人権を尊重し、老人の立場になって考えることを基本に、要求充足のための諸サービスを提供し、日常処遇にあたっては、受容と共感的理解の態度で接し、家庭的な生活の場としての環境づくりと生きがいの援助及び生理的、精神的ニーズに対応するよう努める。また職員は迅速、明朗親切をモットーに常に創意工夫と学習や研修により専門職としての知識の向上を図り、地域交流においては、在宅サービスの推進に努めるため施設機能のもてる力量を十分に地域に広め、すべての人間が生きることへの喜びと、明日への希望がもてるよう援助し、健康で明るく楽しいユーシャインづくりをめざす。</p> <p>施設は、要介護などの心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、可能な限り居宅における生活への復帰に向けて、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。</p> <p>(2) 事業の実施にあたっては、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村・居宅介護支援事業所・居宅サービス事業者・他の介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p> <p>(3) 利用者の生命又は身体を保護するため、緊急、やむを得ない場合を除き身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。</p> <p>(4) 当法人は、利用者が介護サービスを利用するときに介護サービス事業者・施設を比較検討して選んで頂けるための情報を公表しております。</p>

5. 施設の概要

指定介護老人福祉施設 ユーシャイン

敷地	11468.4226㎡	
建物	構造	鉄筋コンクリート造平屋1階建（耐火建築）
	延床面積	2625.0525㎡
	利用定員	50名

(1) 居室

居室の種類	室数	面積	1人あたり面積
1人部屋	6	19.13㎡	19.13㎡
1人部屋	20	14.88・15.2375・15.44㎡	14.95㎡
4人部屋	6	36.00㎡	9.00㎡

(2) 主な設備

設備の種類	数(既存)	面積	数	面積
食堂(1)	1室	79.80㎡	デイルーム 2室	26.505㎡
食堂(2)	1室	45.00㎡		
機能訓練室	1室	26.95㎡	配膳室 1室	10.85㎡
一般浴室	1室	34.875㎡	脱衣兼 1室	8.835㎡
機械浴室	特殊浴槽 1台	33.25㎡		
医務室	1室	11.895㎡		
静養室	1室	12.48㎡	休憩室 1室	8.275㎡
洗面所	1階 1箇所	12.925㎡		
便所	1階 1箇所	55.92㎡	14室	37.755㎡
看護師室	1室	16.65㎡		
介護材料室	1室	24.00㎡		
ワーカー室	1室	33.8125㎡	1室	26.0325㎡
面接室	1室	16.275㎡		
宿直室	1室	16.00㎡		

6. 職員体制

令和6年6月1日現在

従業者の 職種	員数	区分				常勤 換算 後の 人員	指定基準	保有資格
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
施設長	1	1				1	1(常勤)	社会福祉士
医師	1				1	1	必要な数(非常勤可)	医師
生活相談員	1	1				1	入所者数が100またはその端数を増すごとに1以上(常勤)	社会福祉士
介護職員	23	17	1	5		19.3	介護職員と看護職員の総数は、常勤換算方法で入所者の数が3またはその端数を増すごとに1以上。	介護福祉士
看護職員	6	5		1		5.3	1人以上は常勤。 (1) 入所者30未満…常勤換算方法で1以上 (2) 入所者30以上50未満…常勤換算方法で2以上 (3) 入所者50以上130未満…常勤換算方法で3以上 (4) 入所者130以上…常勤換算方法で、3に入所者数が130を超えて50または端数を増すごとに1を加えて得た数以上	看護師 准看護師
栄養士	1	1				1	1以上(ただし、入所定員が40人を超えない施設にあたっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは配置しないことができる。)	管理栄養士 栄養士

機能訓練指導員	1	1				1以上	理学療法士
介護支援専門員	1		1			1以上(入所者数が100またはその端数を増すごとに1を標準とする)常勤	

7. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯(8:30～17:00)常勤で勤務	月8～9日
医師	週1日(月曜日)(14:30～15:30)まで勤務	
生活相談員	正規の勤務時間帯(8:30～17:00)常勤で勤務	月8～9日
介護職員	早番 (7:00～15:30) 日勤 (8:30～17:00) 遅出 (11:00～19:30) 夜勤 (16:00～9:00) 夜間(16:00～9:00)は、原則として職員1名あたり入居者20名のお世話をします。	月8～9日
看護職員	介護職員同様勤務体制 夜間については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。	月8～9日
栄養士	正規の勤務時間帯(8:30～17:00)常勤で勤務	月8～9日
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯(8:30～17:00)常勤で勤務	月8～9日
介護支援専門員	正規の勤務時間帯(8:30～17:00)常勤で勤務	月8～9日

8. 施設サービスの概要と利用料(法定代理受領を前提としています。)

(1) 介護保険給付によるサービス

サービスの種別	内 容	自己負担額
食 事	食事時間 朝食 7:30～8:30まで 昼食 12:00～13:00まで 夕食 18:00～19:00まで 食事場所は、入所者の心身の状況に応じて選ぶことが出来ます。(食堂、居室、笑ルーム等)また、できるだけ離床して食事を楽しんでいただけるよう支援します。 献立表は、笑ルーム白板に記載します。食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談ください。お茶または白湯の給湯はワーカールームにていつでも提供しております。	食費については給付対象外となります。
口 腔 衛 生	口腔衛生介助は、毎食後実施します。入所者の状態にあわせて、歯磨き、うがい、ガーゼによる口腔内の拭き取り、義歯の洗浄などを援助します。口腔衛生は、ご利用者の健康増進・維持に不可欠であるため、外来の歯科医師および歯科衛生士の協力を得て、入所者の口腔衛生介助の充実を図ります。	介護保険負担割合証に応じて、お支払いいただきます。
排 泄	入所者の心身の状況に応じて、できる限り自立した排泄が可能になるようお手伝いをします。	
入 浴 ・ 清 拭	入浴日 特浴(毎日)一般浴(毎日) 入浴回数 週2回 入浴時間 9:30～17:00 清拭は入浴日以外の毎日、入浴日でも入浴されない方はタオルで体をおふきします。	
離 床	寝たきり防止のため、毎日離床の支援を行います。	

着替え	毎朝夕の着替えのお手伝いをします。
整容	身の回りのお手伝いをします。
シーツ交換	シーツ交換は週1回行います。
寝具の消毒	寝具の消毒は必要に応じて行います。
洗濯	必要に応じて衣類の洗濯を行います。
機能訓練	機能訓練指導員による機能訓練を入居者の状況にあわせて行います。
健康管理	当施設の医師により、週1回診察日を設けて健康管理に努めます。診察日以外でも心配のときはいつでも診察しますのでお申し付けください。 外部の医療機関に通院する場合はできる限り介添えにご協力します。
介護相談	入所者とその家族からのご相談に応じます。
移送サービス	入退所及び入退院・通院のための送迎を適宜行います。

(2) 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容	自己負担額
居住費	プライバシーが保護される安心し、落ち着いて生活を送られる居室を提供します。室料および光熱水費相当の費用をいただきます □ 従来型個室 □ 従来型多床室	料金表の通りご負担をいただきます。
食費	栄養士が作成する献立に基づき、入所者の栄養状態や身体状況に配慮した、バラエティ豊かな食事を提供しています。また、栄養士が食材の検収を行うことで、新鮮で質の高い食材を安価に提供しています。食費は食材料費と調理費をいただきます。	
金銭管理サービス	銀行通帳、実印等の保管サービスのほか、公共料金等の支払等代行サービスを行います。 ご利用する場合には別途ご契約が必要です。	
レクリエーション行事	当施設では、レクリエーション行事を用意しております。参加されるか否かは任意です。	実費をご負担いただきます。
日常生活品の購入代行	衣服、スリッパ、歯ブラシ等日用品の購入の代行をさせていただきます。	
特別な食事	ご希望に応じて、特別食のご用意ができます。	
理美容費	ご希望に応じて、対応させていただきます。	

※その他、日常生活に必要な物品（ただし、おむつを除きます。）につきましては、入所者の方の全額負担となっておりますのでご了承ください。

※医療につきましては、当施設の医師による健康管理や療養指導は介護保険給付サービスに含まれておりますが、それ以外の医療につきましては他の医療機関による往診や入通院により対応し、医療保険適用により別途自己負担をしていただくこととなります。

(3) 利用料の支払方法

前記(1)及び(2)の利用料等は、1か月ごとに計算して請求させていただきます。ただし、1か月満たない場合期間の利用料については、利用日数に応じた金額とします。入所者には、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いいたします。

ア 事業者が別途指定する金融機関の口座開設による引落とし

イ 事業者の指定する金融口座への振込み

なお、現金によるお支払いは、なるべくお控え願います。

9. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

来 訪 ・ 面 会	面会可能時間は、10：00～16：00です（事前予約必要）。感染症の状況により変更となる場合があります。 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。
外 出 ・ 外 泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅日時を職員に申し出てください。
居 室 ・ 設 備 器 具 の 利 用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫 煙 ・ 飲 酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。 飲酒は医師が制限された方を除き、相談に応じます。
迷 惑 行 為 等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、やみくもに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所 持 品 の 管 理	入所時に所持品のチェックをさせていただき、管理をします。
現 金 等 の 管 理	申出により管理します。
宗 教 活 動 政 治 活 動	施設内での他の入居者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動 物 飼 育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
職 員 に 対 す る 暴 力 行 為 等	職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）、職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）及び職員に対するセクシャルハラスメント（性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）は、厳に慎んでください。

10. 衛生管理等について

- (1) 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染所及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施します。
 - ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

11. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉サービスの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 緊急時の対応方法

入所者に様態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

■協力医療機関

医療機関の名称	庄原赤十字病院
院長名	中島 浩一郎
所在地	広島県庄原市西本町二丁目7番10号
電話番号	0824-72-3111
診療科	内科・消化器内科・腎臓内科・糖尿病内科・循環器内科・脳神経外・小児科・外科・透析外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・眼科・耳鼻咽喉科・産婦人科・麻酔科・放射線科・リハビリテーション科
入院設備	有

医療機関の名称	高場クリニック
院長名	高場 憲夫
所在地	広島県三次市三良坂町三良坂 877-5
電話番号	0824-44-2057
診療科	内科、小児科
入院設備	無

医療機関の名称	庄原市国民健康保険総領診療所
院長名	濱崎 政宏
所在地	広島県庄原市総領町下領家71番地
電話番号	0824-88-2611
診療科	内科
入院設備	無

医療機関の名称	庄原市総領歯科診療所
院長名	清見原 正騎
所在地	広島県庄原市総領町下領家71番地
電話番号	0824-88-2046
診療科	歯科
入院設備	無

13. 終末のお世話について

当施設では、一般病院や老人保健施設と違い、医師が常駐しておりません。この為、緊急時に医師が立ち会えない場合があります。また高度な医療行為は行えないため、必要以上の延命措置はできません。ご本人の状態に変化があればその都度ご家族の方にお知らせ致しますが、その時々で、当施設の医療行為の限界を超えた場合や入院治療が望ましいと思われる場合は、ご本人やご家族の意思を尊重した上で他の医療機関へ入院して頂いております。しかし、ご本人とご家族のご希望があれば当施設で心安らかな死を迎えられるように最善を尽くさせて頂きます。

ご家族の方々がご本人を看取られる場合には、十分ではありませんが、個室をご用意致しますのでご利用下さい。

また、終末のお世話をご家族の手で、そしてご自宅で看取られたいとお考えの方は、医師と相談の上、ご自宅まで送迎もさせて頂きますので、当施設までご相談下さい。

14. 事故発生時の対応について

(1) 当施設は、万全の体制で指定サービスの提供に当たりますが、万一、事故が発生した場合には、速やかに入所者の家族、関係市町村等に連絡をするとともに、事故に遭われた方の救済、事故の拡大防止など必要な措置を講じます。

(2) 当施設の責に記すべき事由により入所者の生命・身体、財産等に損害を与えた場合には、誠意を持って速やかに損害賠償を行います。その為に損害保険を付保します。

但し、その損害の発生について入所者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる場合には、当施設の損害賠償責任を減じる場合があります。また、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

15. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「介護老人福祉施設ユーシャイン消防計画」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	総領町内会（総領町消防団）と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練	別途定める「介護老人福祉施設ユーシャイン消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を入所者の方も参加して実施します。			
防災設備	スプリンクラー…	有	屋内消火栓…	有
	避難階段…	無	非常通報装置…	有
防	自動火災報知器…	有	漏電火災報知器…	有
	誘導灯…	有(10箇所)	非常用電源…	有
	ガス漏れ報知器…	有	防火扉・シャッター…	無
	カーテン布団等は、防災性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	三次消防署甲奴出張所への届出日 2009年4月17日 防火管理者 原 崇通			

16. サービス提供に関する相談、苦情について

入所者およびその家族は、当事業者のサービスについていつでも苦情を申し立てることができ
ます。

(1) 苦情処理の体制および手順

- ①受付担当者は、苦情の内容及び申し出人の希望などを的確に把握する。
- ②苦情申し出人と管理者の話し合いによる解決を基本とする。
- ③前項の話し合いにあたり、申し出人または管理者は必要に応じ関係機関の立会いを求めるこ
とができる。
- ④事業者段階で解決できない場合は、運営適正委員会を紹介するなど必要な情報提供を行う。

(2) 苦情受付窓口

[解決責任者]	施設長 伊藤 昌代	TEL 0824-88-3000
[窓口担当者]	生活相談員 牧原 拓矢	Fax 0824-88-3035
[安全対策担当者]		

ご意見箱（玄関に設置）での受付も致しておりますのでご利用ください。責任をもって調査、
改善をさせていただきます。

(3) 第三者委員

上杉千恵美	電話番号（0824-73-0559）歌手
奥 易之	電話番号（0824-88-2548）無職
宮崎 文隆	電話番号（0824-66-2317）団体役員

(4) 公的機関（次の機関において苦情及び虐待の申し出等ができます。）

市町介護保険相談窓口等	住所・電話番号等	対応時間
庄原市総領支所 地域振興室市民生活係	庄原市総領町下領家 280-1 TEL 0824-88-3063 Fax 0824-88-2978	8:30～17:15
庄原市生活福祉部 高齢者福祉課介護保険係	庄原市中本町一丁目 10-1 TEL 0824-73-1167 Fax 0824-75-0245	8:30～17:15
三次市福祉保健部 高齢者福祉課介護保険係	三次市十日市中二丁目 8-1 TEL 0824-62-6387 Fax 0824-62-6285	8:30～17:15
府中市健康福祉部 介護保険課介護福祉係	府中市府川町 315 TEL 0847-40-0222 Fax 0847-45-5522	8:30～17:15
広島県国民健康保険団体 連合会（国保連） 介護保険課	広島市中区東白島町 19-49 国保会館 TEL 082-554-0783 Fax 082-511-9126	8:30～17:15

(5) その他参考事項

- ① 管理者は、入所者からの苦情に対し、必要があるときには市町村に連絡をします。
- ② 管理者は、入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、ま
た、国民健康保険団体連合会からの指導、助言に従って必要な改善を行います。

17. サービスの第三者評価の実施状況

第三者による評価 の実施状況	1 あり	実 施 日	
		評 価 機 関 名 称	
	結 果 の 開 示	1 あり	2 なし
	2 なし		

18. 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、社会福祉法人優輝福社会ホームページにおいて公開しています。

19. 秘密の保持と個人情報保護について

(1) 秘密の保持について	業務上知り得た利用者及び家族の情報については厳密に保持します。
(2) 個人情報の保護について	<p>(1) この法人が取扱う個人情報は、その利用目的の範囲内でのみ利用します。また、利用目的を遂行するために業務委託をする場合並びに法令等の定めに基づく場合や、人の生命、身体又は財産の保護のために必要とする場合をのぞいて、個人情報を第三者へ提供することは致しません。</p> <p>(2) 全ての個人情報は、不正アクセス、盗難、持出し等による、紛失、破壊、改ざん及び漏えい等が発生しないように適正に管理し、必要な予防・是正措置を講じます。</p> <p>(3) 個人情報をもとに、利用目的内の業務を外部に委託する場合は、その業者と個人情報取扱契約書を締結するとともに、適正な管理が行われるよう管理・監督します。</p> <p>(4) 個人情報の本人による開示・訂正、利用停止等の取扱いに関する問合せは、各施設の部門長が随時受付け、適切に対応します。また、個人情報の取扱いに関する苦情を受付ける窓口を設け、苦情を受付けた場合には、適切かつ速やかに対応いたします。</p>

20. 虐待防止について

事業者は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

[解決責任者] 施設長	伊藤 昌代	TEL	0824 - 88 - 3000
[窓口担当者] 生活相談員	牧原 拓矢	Fax	0824 - 88 - 3035

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 従業員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業員が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っていきます。

(5) 虐待防止のための指針を整備しています。

(6) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(7) サービス提供中に、当該施設従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

21. 身体的拘束等について

事業者は、原則として入所者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)から(3)の要件をすべて満たすときは、入所者に対して説明し同意を得たうえで、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容について記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性・・・直ちに身体的拘束等を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合
- (2) 非代替性・・・身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合
- (3) 一時性・・・入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合

【 説明確認欄 】

説明年月日 令和 年 月 日

当事業者は、施設入所サービス契約の締結に当たり、甲に対して上記により、サービス内容及び重要事項を説明しました。

(乙) サービス事業者

事業者名 社会福祉法人 優輝福社会
事業者住所 広島県三次市吉舎町吉舎 606 番地
事業所名 特別養護老人ホーム ユーシャイン
代表者氏名 理事長 森重 利夫

説明者 職 名 _____
氏 名 _____

私は、本書面に基づいて、乙の職員から 上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

(甲) 利用者

住 所 _____
氏 名 _____

(署名代行者)

私は、下記の理由により、甲の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

(理 由 : _____)

住 所 _____
氏 名 _____

続 柄 (_____)

(利用者の家族等)

住 所 _____
氏 名 _____

続 柄 (_____)